

ユーロ圏財務相会合について

2012年11月28日

<ギリシャ支援に係る条件の変更>

11月26日(現地、以下同様)のユーロ圏財務相会合では、ギリシャ支援に係る条件の変更と凍結されている融資の再開について、「ユーロ圏各国は考慮する用意がある」と声明文に記述し、実質的な合意を得ました。11月12日、20日のユーロ圏財務相会合に続く3回目の同会合で、ようやく合意を得たこととなります(財政収支の目標の達成期限の2016年までの2年延長は11月12日に合意済み)。

具体的な内容は以下の諸点です。

- ①ギリシャ向け融資の金利の1%ポイントの減免
- ②EFSF(欧州金融安定基金)からの融資に対する保証料率の0.1%ポイントの減免
- ③ギリシャ向け融資の返済期間の15年延長、並びにEFSFからの融資の利払いの10年猶予
- ④各国中央銀行に帰属する、ECB(欧州中央銀行)がSMP(証券市場プログラム)を通じて取得したギリシャ国債に係る利益を各国政府がギリシャ支援に転用

いずれも事前に予想されていた範囲の内容です。これらに加えて、ギリシャ政府によるギリシャ国債の買い戻しが検討されています。買い戻し価格は2012年11月23日の時価を上回らないとの想定です。額面を下回る時価での買い戻しの実施は、債務の実質的な削減にあたります。

これらの結果、ギリシャの政府債務残高対GDP(国内総生産)比は2020年に124%に低下し、2022年には110%を大幅に下回るとの見通しです。また、ギリシャの基礎的財政収支が黒字になった際の金利のさらなる減免の可能性についても記述されました。

<12月中に融資再開>

ギリシャ支援に係る条件の変更がなされたのは、ギリシャの2次支援が確定した3月時点で想定した以上に景気が悪化したことと、(5月の総選挙での混乱もあって)ギリシャの各種プログラム(国有資産の売却など)の実施が遅延したことで、政府債務が当初の計画通りに削減される道筋が立たなくなったことが主たる理由です。しかし、ギリシャの一連の財政・構造改革、2013年の予算、2013~2016年の中期的な財政戦略などは高く評価されています。

ギリシャの2次支援に係る当座の融資については凍結されている437億ユーロのうち、344億ユーロが12月中に払い出され、残りは2013年1-3月期に3分割で払い出される段取りで、各国内の手続きを経た上で、最終的には12月13日までに正式決定されることになりました。

<欧州情勢は小康が継続>

当面の市場の最大の関心事であったギリシャ向け融資の再開に関して合意を得たことで、当面の波乱要因は消失しました。また、スペインの支援要請も決して急がれる状況ではなく、7月下旬から続く欧州情勢の小康は少なくとも年内は保たれると思われれます。確かに、「欧州債務問題」は水面下でくすぶり続けていますが、今年一年を振り返れば、市場を揺るがす程に危機が深刻化したのは、ギリシャの総選挙の結果を受けてギリシャのユーロ離脱の懸念が高まった5月の一カ月だけです。ECBやドイツの姿勢に鑑みれば、ギリシャ支援の継続、ユーロ圏の統合深化の方向に疑いはないと思われれます。

以上

当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものであり、勧誘を目的としたものではありません。■当資料は、各種の信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は当資料作成時点のものであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。■当資料中における運用実績等は、過去の実績および結果を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

販売会社等についてのお問い合わせ⇒大和投資信託 フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大1.20750%（但し、最低2,625円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等：大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会